

関係諸法手続状況

建築基準法関連の指導を

受けている 受けていない

- ①都市計画課を訪れて、『用途地域』の何に該当するか、
- ②建築指導課を訪れて、その場所で施設の図面を見せながら、今回の登録業を営んでよいかどうか、を確認してください